

# 国保会計 赤字の危機 !?

## その2 財政破綻しては大変です!

7月から町が政策的に取り組む事業として国保会計の現状を紹介していますが、内容に難しさを感じる方は多いと思います。

今回取り上げた事業は特に聞き慣れない専門用語も多く理解することも容易ではありませんが、この中で一つでも関心や危機感を持つていただければ皆さんが健康でいられたり、税の負担が少なくなるなど必ず役に立つ内容になると思いますので引き続きお読みください。

今回は、財源確保（お金を集める方法）について整理してみたいと思います。



### 健康保険制度の中のとて大事な保険

国民健康保険は、他に加入できる保険が無くても「国民皆保険制度」の中で必ず加入するように設置された目的があります。

例えば奥さんがパートなどで収入が増え、夫の加入保険の扶養になれない場合もその一例です。

ですから全国の各市町村には必ず設置されています。

### 保険の収入には・

収入の説明をする前にまず支出について触れなければなりません。国保の支出の中ではやはり加入者の皆さんが病院などにかかる際の医療費が主になります。病院などにかかった際に皆さんが窓口で支払う医療費が「自己負担分」と言われるもので、小学校入学前の乳幼児が2割、小学生から70歳未満の方が3割、70歳以上の方が1割又は3割を支払うこととなっていて、国保では、残りの7割から9割分を支払っていることとなります。この7割から9割の医療費を病院などに支払う財源となっていて、加入者の皆さんが納めている保険税です。しかし、保険税だけではとても賄いきれるものではなく、国や北海道、安平町などが医療費にに応じてお金を出し

ています。そこには法律に基づくルールがあり、医療費の額に対して保険税が低い額になっているとどうしても不足が生じてしまいます。

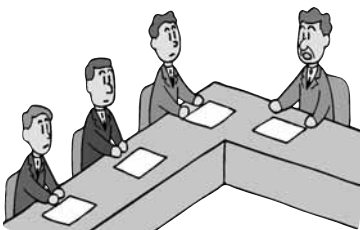
これまでその不足分について町が独自にルール外のお金を出しているため、赤字にならずに済んでいます。ルール外でも、安平町が自分自身の国保にお金を出すのは当然ではないかと思われる方もいると思いますが、本来国保の医療費などの支払いについては国保の中でその財源を賄うことになっており、ルール外に町からお金をもたらうことは、国保に加入されていない方の税金までもらって運営しているということになってしまいます。

### 国保税は どうやって決める

原則、次のように決めます。最初にその年に支払う医療費など支払額の見込み額を計算します。

次にその見込み額を対象とした国や道などの補助金などの見込み額を差し引き、残りの額を加入者の皆さんの国保税として決めます。

医療費などの支出が多くなれば当然上げることが検討されますが、その場合には医師や加入者などで組織する「国民健康保険運営協議会」の場で実績の推移や今後の見通しを検討し、その結果をもとに議会で審議して決められます。



国民健康保険運営協議会の委員は  
 公益代表 3名  
 医療機関代表 3名  
 被保険者代表 3名  
 で組織されています。